

さいたま市民間提案制度 実施要領

1 趣旨

本市では、多様化・複雑化する行政課題に対応するため、「官」と「民」との連携、協働による公民連携（PPP）に取り組んでおります。本制度では、市民サービスの向上、コストの削減、または新たな歳入の確保を図る公民連携の取組を推進するため、広く民間事業者の皆様からアイデアを募り事業化を目指します。

2 事業概要

民間事業者の皆様と公民連携に関する事業情報、提案方法、事業化プロセスなどについて、対話を行うことで公民連携事業の検討を進めます。その後、民間事業者の皆様からの知恵やアイデア、創意工夫を生かした提案により、コストやサービスの質に優れた提案を事業化し、より充実した質の高い市民サービスの提供を目指します。

3 対象事業

市が実施しているすべての事業を対象とし、「民間事業者の皆様のアイデアにより、市の歳入増加・支出削減できる事業、または市民サービスが向上する事業」について、意見を求めます。なお、市が特定のテーマを設定する場合があります。

4 事業フロー

（1）対話段階

民間事業者（対話者）は、市と対話するにあたり、行財政改革推進部へエントリーシートを送付します。その後、民間事業者（対話者）は行財政改革推進部との対話の中で、アイデアについてご説明していただきます。

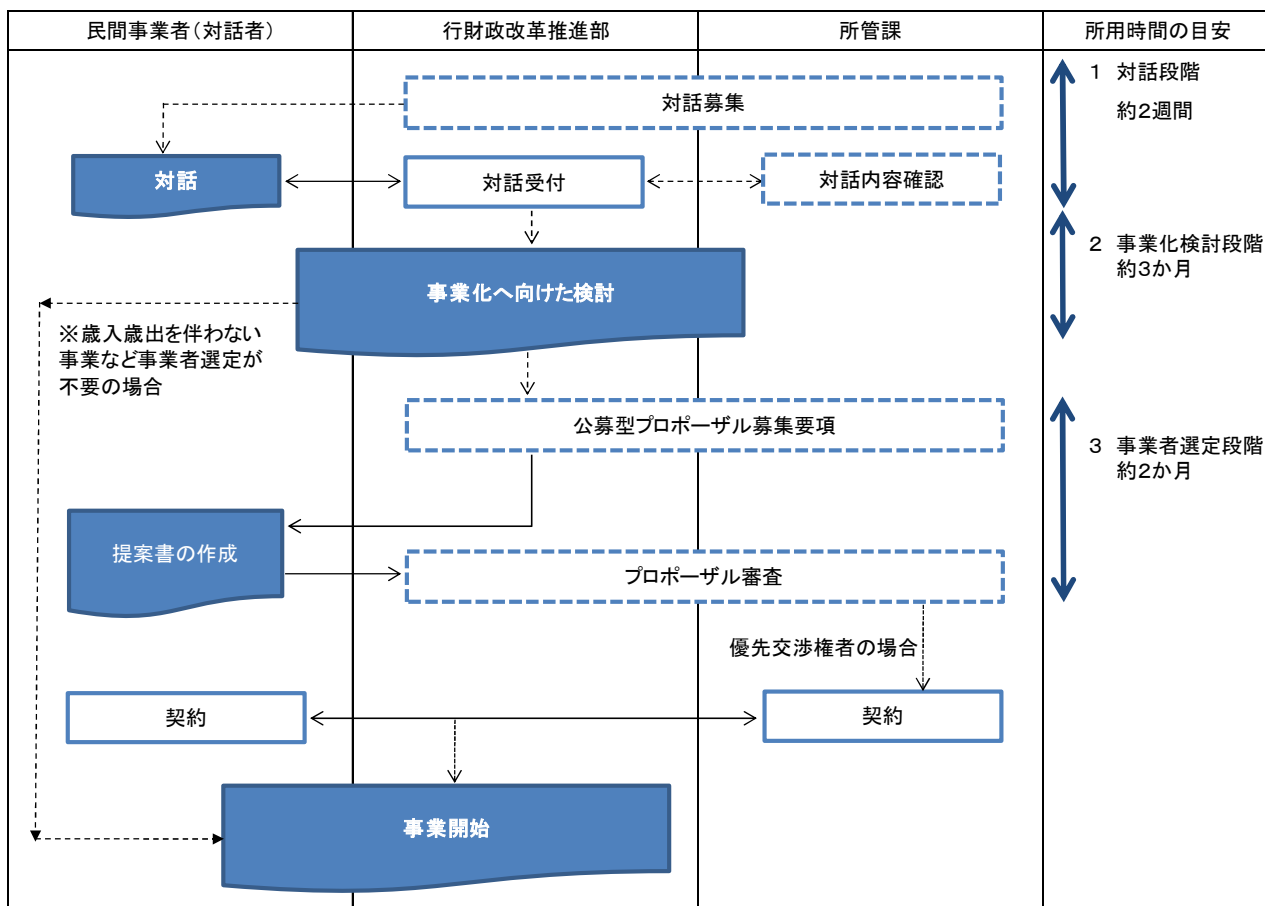
（2）事業化検討段階

（1）対話段階を踏まえ、民間事業者（対話者）、所管課、行財政改革推進部の三者により課題を整理し、事業化に向けた検討を行います。

（3）事業者選定段階

原則、公募型プロポーザル方式での事業者選定を行い市が審査選定しますので、募集要項に基づきご提案ください。

※特許権等の排他的権利、特殊な技術に係る物品等若しくは特定役務の調達をする場合において、当該調達の相手方が特定されているとき又は本市の歳入歳出を伴わない事業についてはこの限りではありません。



5 留意点

- ・市との対話により権利・義務関係が生じるものではありません。
また、対話した事業について、必ずしも事業化を保障するものではありません。
- ・対話に関する一切の費用は、民間事業者（対話者）の負担になります。
- ・民間事業者（対話者）は、相談内容が第三者の有する知的財産権を侵害するものではないことを市に対して保証してください。
また、対話内容に知的財産権が含まれる場合は、市に明示してください。
- ・提出された書類に係る知的財産権は対話者に帰属するものとし、市は民間事業者（対話者）の同意なく公表しません。